

滋賀県子ども若者審議会

社会的養護検討部会報告書

社会的養護検討部会

目 次

1. 現状と国の動向など社会情勢の変化	3 -
(1) 滋賀県の現状	3 -
① 社会的養護の状況	3 -
② 児童虐待の状況	4 -
③ 妊娠期から乳幼児期の状況	7 -
(2) 国の動きや社会情勢の変化	9 -
2. 現行計画の主な取組状況	13 -
(1) 児童虐待の未然防止	13 -
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	13 -
(3) 子どもの保護・ケア	14 -
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	14 -
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	15 -
3. 課題整理	17 -
(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化	17 -
(2) 子ども家庭相談体制の強化	17 -
(3) 家庭的な子どもの養育環境の更なる充実	17 -
(4) 当事者である子どもの権利擁護の推進	17 -
(5) 子どもの自立支援の強化	18 -
(6) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進	18 -
4. 計画の目指す方向性（主な論点）	19 -
(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化	19 -
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	19 -
(3) 子どもの保護・ケア	19 -
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援の強化	20 -
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化	20 -
5. 具体的な施策の推進	21 -
(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化	21 -
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	22 -
(3) 子どもの保護・ケア	23 -
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援の強化	25 -
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化	25 -

1. 現状と国の動向など社会情勢の変化

(1) 滋賀県の現状

① 社会的養護の状況

県内には乳児院¹が1か所、児童養護施設²が4か所、児童心理治療施設³が1か所、児童自立支援施設⁴が1か所、障害児入所施設⁵が4か所あり、措置している子どもは、県外施設を合わせて247人となっています。また、里親⁶、ファミリーホーム⁷で生活する子どもは93人となっています。

施設および措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	一時保護委託児童数
里親	47家庭	53人	3家庭	5人	58人	88人
ファミリーホーム	14か所	35人	0か所	0人	35人	
小計		88人		5人	93人	88人
乳児院	1か所	26人	0か所	0人	26人	41人
児童養護施設 (地域小規模児童養護施設を含む)	4か所	132人	6か所	10人	142人	8人
小計		158人		10人	168人	49人
児童心理治療施設	1か所	18人	0か所	0人	18人	13人
児童自立支援施設	1か所	12人	1か所	1人	13人	0人
障害児入所施設	4か所	44人	3か所	3人	47人	8人
その他の施設等 (指定養育支援医療機関等)		1人			1人	41人
小計		75人		4人	79人	62人
合計		321人		19人	340人	199人

※措置児童数は、令和4年度末現在、一時保護委託児童数は、令和4年度対応数。

(出典) 子ども家庭支援課調査

¹ 乳児(特に必要な幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

² 保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を要する子どもを入所させ、これを養護し、あわせて退所した子どもに対して、相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設

³ 心理的・情緒的不適応が生じた子どもを短期間、入所させ、または通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療および生活指導を行い、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

⁴ 不良行為をなし、またはなすおそれのある子どもおよび家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する子どもを入所させ、個々の子どもの状況に応じて、必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者に対して、相談その他の援助を行うことを目的とする施設

⁵ 障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導および自立に必要な知識や技能の付与を行う施設

⁶ 何らかの事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子どもを、自らの家庭に受け入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する者

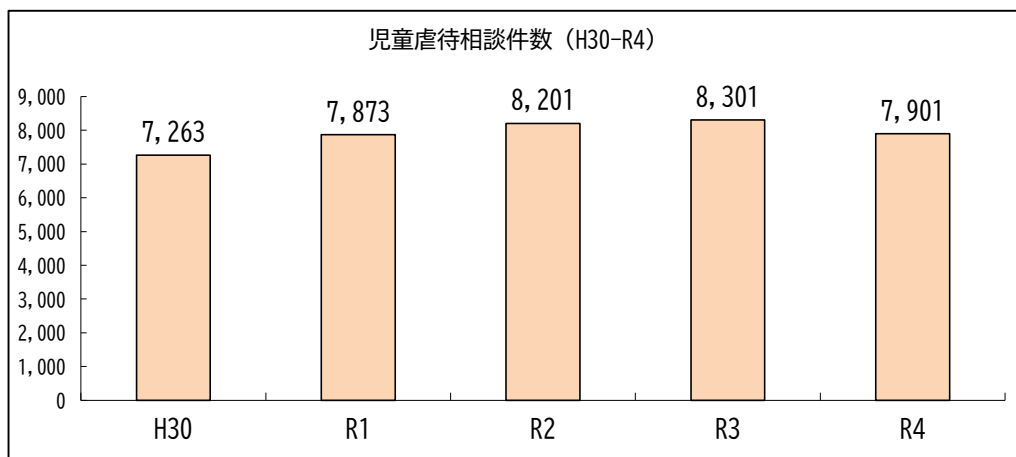
⁷ 児童福祉法で定める小規模住居型児童養育事業のこと。里親や児童福祉施設等で子どもの養育経験がある者が養育者となり、養育者の住居において複数の子どもを養育する事業

② 児童虐待の状況

令和4年度(2022年度)における子ども家庭相談センター⁸(中央、彦根、大津・高島)および19市町に寄せられた児童虐待に関する相談件数は7,901件となっており、令和3年度(2021年度)と比較して400件減少したものの、依然として増加傾向にあります。

内訳としては、「心理的虐待⁹」(3,265件)に関する相談が最も多く、その要因として、児童が同居している家庭における配偶者への暴力(面前DV)に関して、警察からの通告が多いことが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症流行下においては、外出自粛等によるストレスの増大に伴って、虐待リスクの高まりや深刻化、潜在化等の影響があったと考えられます。



※子ども家庭相談センターと市町が連携しながら支援・対応したケースを調整しています。(センター2,586件+市町7,889件-2,574件(連携分)=7,901件)

虐待の種別としては、「心理的虐待」が3,265件(41.3%)と最も多く、「身体的虐待¹⁰」が2,434件(30.8%)、「保護の怠慢ないし拒否(ネグレクト)¹¹」が2,121件(26.8%)、「性的虐待¹²」が81件(1.0%)となっています。

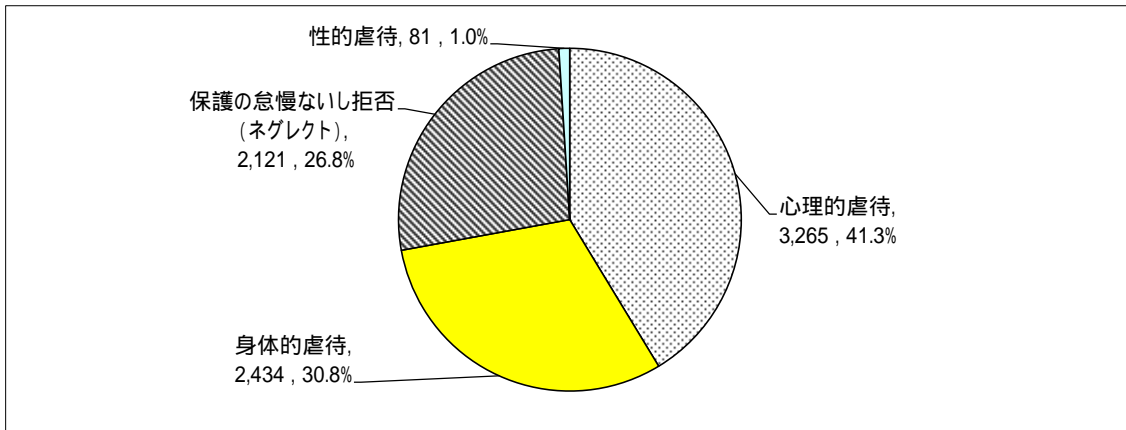
⁸ 非行や虐待、障害など、18歳未満の子どもや家庭、妊産婦の福祉に関する相談の対応、助言指導を行う県の機関。また、市町間の連絡調整や情報提供、個別ケースについて、市町への技術的援助や助言を行うほか、市町において対応が困難なケースについては、立入調査、一時保護、判定、施設入所措置などの方法を活用しつつ、子どもや保護者に対する専門的な支援を行う。

⁹ 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な反応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

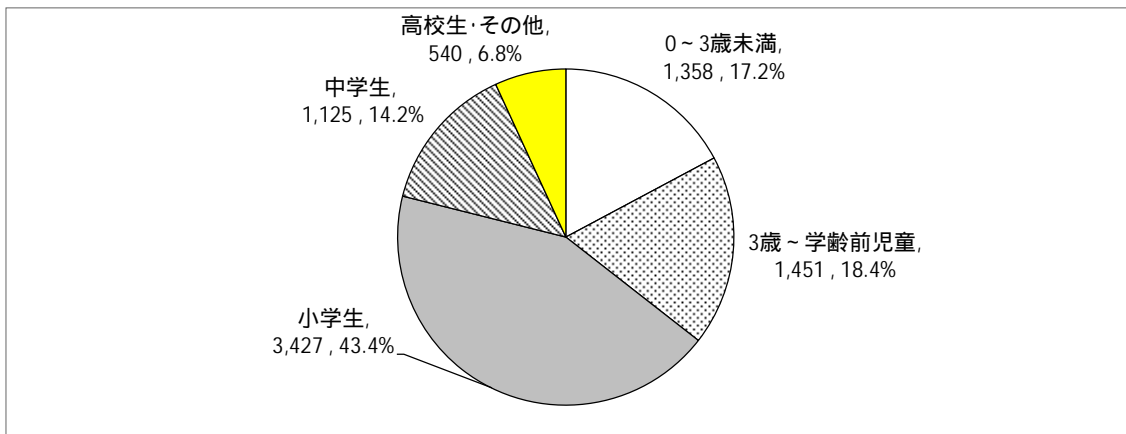
¹⁰ 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること

¹¹ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置などその他の保護者としての監護を著しく怠ること

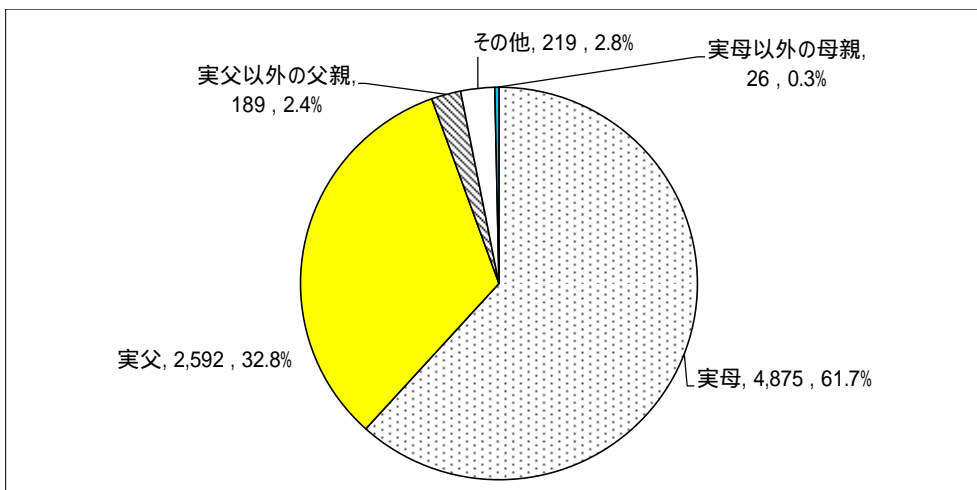
¹² 児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること



年齢別では、「小学生」が3,427件（43.4%）と最も多く、「3歳～学齢前児童」が1,451件（18.4%）、「0歳～3歳未満」が1,358件（17.2%）、「中学生」が1,125件（14.2%）と続いています。

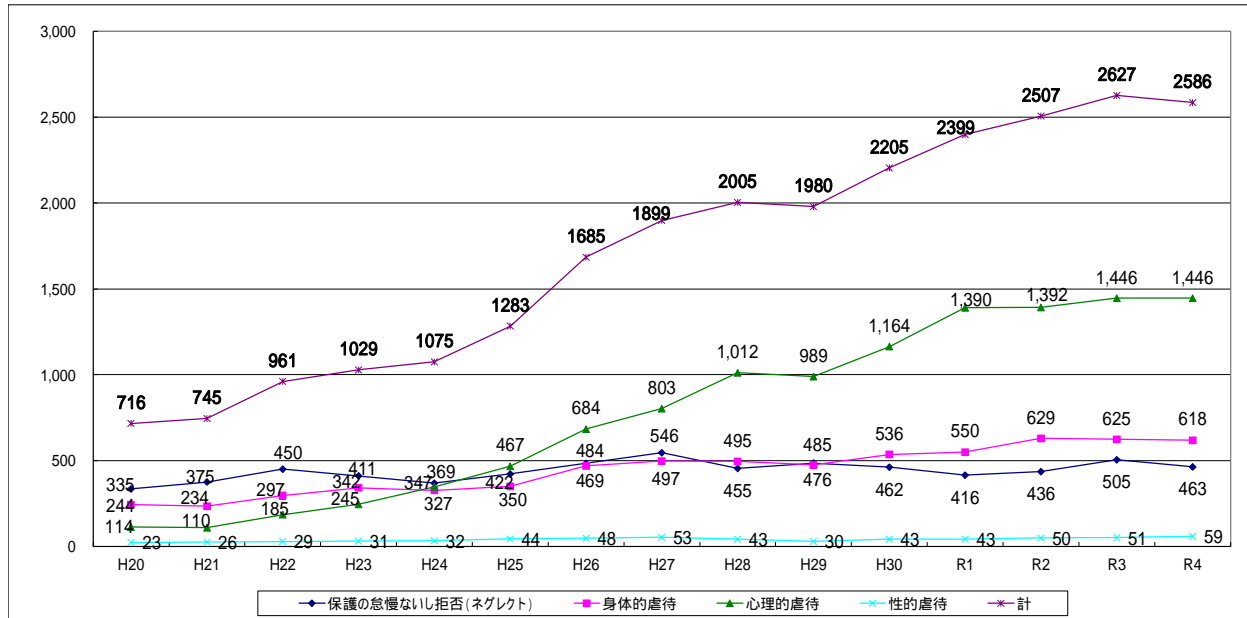


主な虐待者の内訳としては、「実母」が4,875件（61.7%）、「実父」が2,592件（32.8%）であり、令和3年度(2021年度)と比較すると「実母」が273件減、「実父」が72件減となっています。

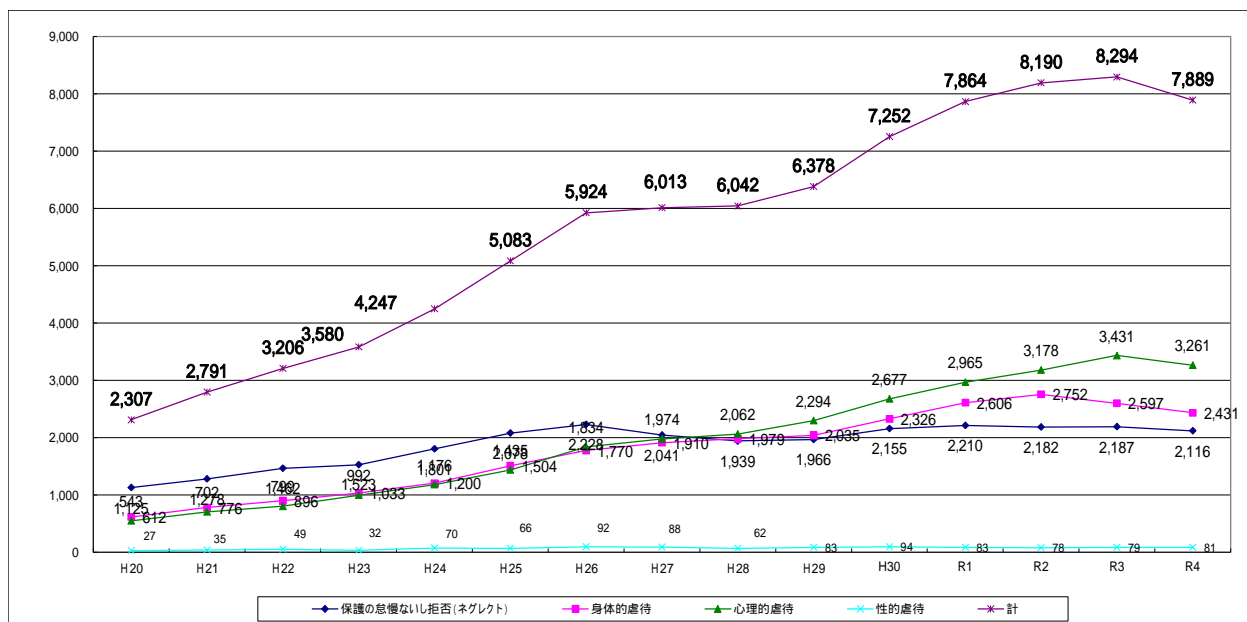


子ども家庭相談センター、市町ともに、相談件数は令和3年度(2021年度)より減少しましたが、依然として増加傾向にあります。

【センター】



【市町】



子ども家庭相談センターに寄せられた通告は、2,641件で、令和3年度(2021年度)より255件減となっており、通告元としては、「警察等」が1,479件(56.0%)と最も多くなっています。

	家族	親戚	近隣・知人	市町	児童委員	医療機関	保育所	警察等	幼稚園	学校等	その他	計
R2	228	39	432	13	1	57	6	1,358	2	236	113	2,485
R3	296	36	540	3	0	73	6	1,498	0	270	174	2,896
R4	205	63	455	14	0	57	13	1,479	1	194	160	2,641
R4構成比率	7.8%	2.4%	17.2%	0.5%	0.0%	2.2%	0.5%	56.0%	0.0%	7.3%	6.1%	100.0%
前年比(対R3)	69.3%	175.0%	84.3%	466.7%	0.0%	78.1%	216.7%	98.7%	100.0%	71.9%	92.0%	91.2%

一時保護所¹³での「保護件数」は407件で、令和3年度(2021年度)より6件減となっており、「1日あたりの平均保護人数」は26.8人と令和3年度(2021年度)より1.5人増となっています。また、「一人あたりの平均在所日数」は24.0日で、令和3年度(2021年度)より1.7日長くなっています。「虐待ケース一人あたりの平均在所日数」は25.6日で、令和3年度(2021年度)より4.1日短くなっています。

	保護件数(件)		1日平均保護人数(人)		1人平均在所日数(日)	
	左のうち虐待ケースの件数	左のうち虐待ケースの人数	左のうち虐待ケースの人数	虐待ケースの平均日数		
R2	336	188	23.1	14.7	25.1	28.6
R3	413	189	25.3	15.4	22.3	29.7
R4	407	271	26.8	19.0	24.0	25.6
増減(R4-R3)	△6	82	1.5	3.6	1.7	△4.1

③ 妊娠期から乳幼児期の状況

ア 妊娠届出の状況

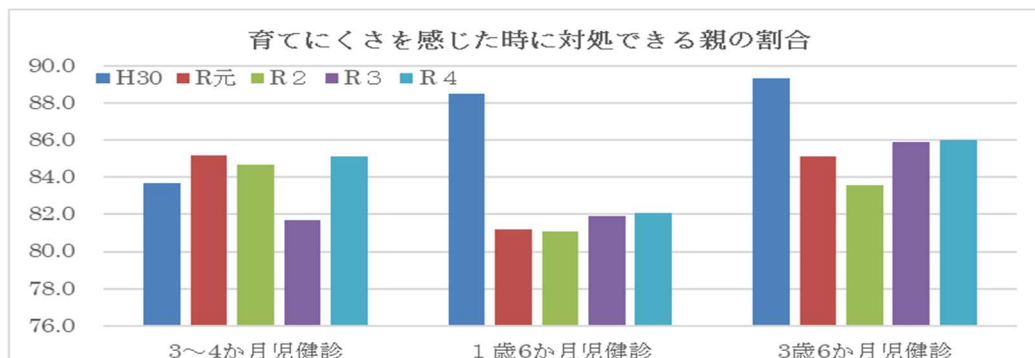
妊娠届出数は年々減少傾向にあり、令和4年度(2022年度)は10,084人です。そのうち、妊娠11週以内に届け出ている人の割合は96.4%(9,717人)であった一方で、妊娠後期の満28週以上および分娩後に届け出ている人の割合は0.2%(18人)です。

年度	妊娠の届出をした者の数(人)	妊娠週数(人)						妊娠週数(%)			
		満11週以内	満12~19週	満20~27週	満28週以上	分娩後	不詳	満11週以内	満12~19週	満20~27週	満28週以上
H30	11,455	10,918	421	65	31	3	17	95.3	3.7	0.6	0.3
R元	11,211	10,709	409	59	20	4	10	95.5	3.6	0.5	0.2
R2	10,763	10,416	279	42	20	3	3	96.8	2.6	0.4	0.2
R3	10,411	10,064	288	37	18	1	3	96.7	2.8	0.4	0.2
R4	10,084	9,717	304	36	16	2	9	96.4	3.0	0.4	0.2

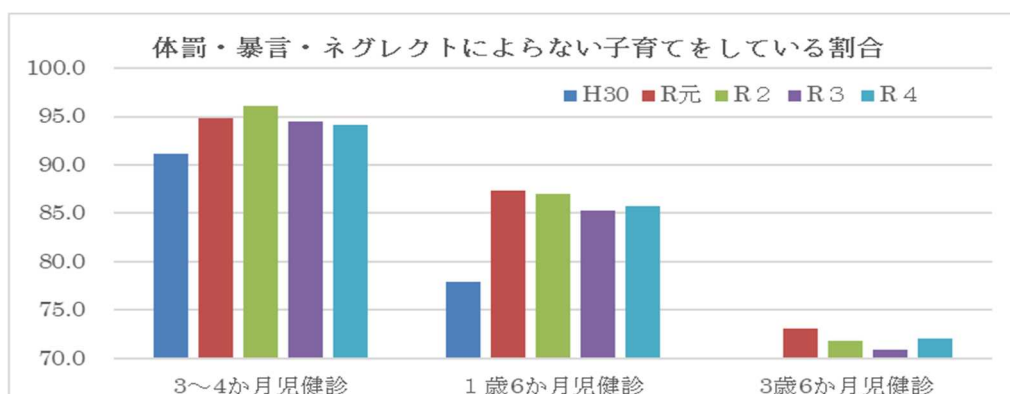
¹³ 児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設

イ 乳幼児期における子育ての状況

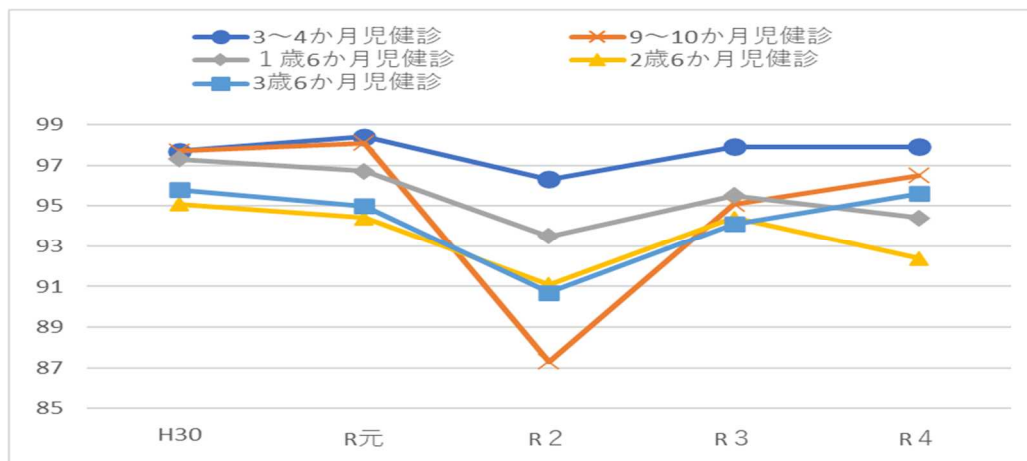
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合について、令和元年度(2019年度)以降、1歳6か月児健診において、対処できる割合が最も低くなっています。また、令和4年度(2022年度)にあっては、どの健診時期においても対処できる割合が増加しています。



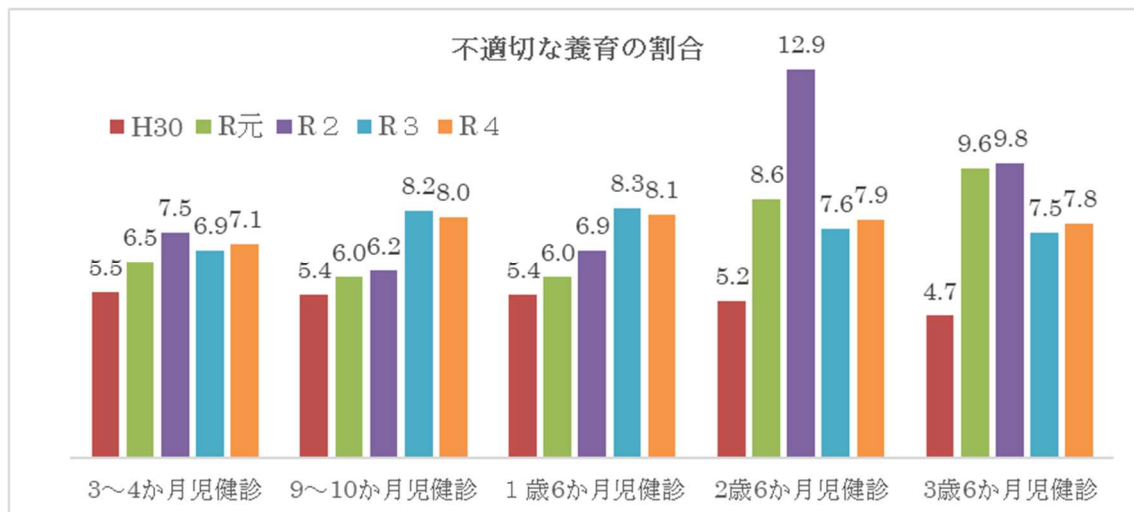
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合は、子どもの年齢が高くなるにつれて低くなっています。



市町で実施している乳幼児健診の受診率は、新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年度(2020年度)の9～10か月健診で90%を切っていましたが、令和3年度(2021年度)以降は、どの健診も90%以上の受診率となっています。



乳幼児健診において、保護者側の育児上の問題や育児不安、虐待の疑い等で保健指導や相談支援、他機関との連携が必要な割合は、年度によってばらつきはあるものの、おおむね5%から10%で推移しています。



(2) 国の動きや社会情勢の変化

児童虐待の相談件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化などを盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が令和4年(2022年)6月8日に可決・成立しました。

市区町村における「こども家庭センター¹⁴」を中心とした相談支援体制と家庭支援事業は、虐待等に至る前の予防的支援事業として、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係再構築に向けた支援として、重要な役割を果たすものであることから、これら市区町村の取組が円滑かつ効果的に実施されるよう、都道府県において必要な支援を行うことが求められています。

また、令和6年(2024年)5月には、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しに係る民法等の一部を改正する法律が成立し、離婚後に父母のどちらか一方が子どもの親権を持つ、現行の「単独親権」に加え、父母の双方に親権を認める「共同親権」が導入されることとなります。ただし、子どもへの虐待やDVの恐れがあるなど、共同親権とすることで子どもの利益を害する場合は単独親権としなければならないとされています。また、改正法の施行前にすでに離婚している父母やその子どもが共同親権を裁判所に申し立てることも可能とされており、この場合、裁判所は子どもへの虐待や配偶者へのDVの有無等これまでの経緯を調べた上で、共同親権が必要かどうか判断するとされています。

¹⁴ 市区町村において、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に行う機関

- ・ **児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について**

- 令和4年(2022年)6月15日厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知**

児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉および母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化、一時保護開始時の要件および手続の整備、入所措置や一時保護の決定時における児童の意見聴取等の手続の整備、児童自立生活援助の対象者の年齢制限の緩和、児童に対するわいせつ行為を行った保育士の再登録手続の厳格化等の措置を講ずることとされています。

《改正の概要》

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充
2. 一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上
3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化
4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備
5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入
6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上
7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版 DBS）の導入に先駆けた取組強化）等

- ・ **児童虐待防止対策の更なる推進について**

- 令和4年(2022年)9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議**

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たないことを踏まえ、これまでの取組のフォローアップを行った上で、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制を構築すること、さらに、厚生労働省が中心となって取り組んでいる児童虐待防止対策について、令和5年(2023年)4月から創設するこども家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化するとともに、令和4年改正児童福祉法の円滑な施行等に取り組んでいく必要があることから、特に重点的に実施する取組を決定し、新たな総合的な対策として示されています。

《主な取組》

1. こどもの権利擁護
2. 児童相談所及び市町村の体制強化
3. 児童虐待の発生予防・早期発見
4. 適切な一時保護の実施
5. 社会的養護の充実
6. 親子再統合への支援強化

7. 関係機関における事案への対応の強化
8. DV対応と児童虐待対応との連携強化
9. 障害児支援の充実
10. 関係機関との連携強化

・ **新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**

令和4年(2022年)12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議

「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年(2022年)9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までを対象期間とした新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランが示されています。

1. 児童相談所の体制強化
 - (1) 児童福祉司¹⁵の増員
 - (2) スーパーバイザーの増員
 - (3) 児童心理司¹⁶の増員
 - (4) 弁護士の配置等
 - (5) 一時保護の体制強化
 - (6) 児童福祉司等の負担の軽減
2. 児童相談所の専門性強化
3. 市町村の体制強化
 - (1) こども家庭センターの全国展開
 - (2) 要保護児童対策地域協議会¹⁷の強化
4. 市町村の専門性強化

・ 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

令和6年(2024年)3月13日こども家庭庁支援局長通知

令和4年(2022年)の児童福祉法改正においては、子どもに対する家庭および養育環境の支援を強化し、子どもの権利擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、所要の措置を講ずることとされました。

- ・ 子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化および事業の拡充

¹⁵ 子ども家庭相談センターに配置される任用資格を持った専門職。子どもの福祉に関する事項について、子どもや保護者などからの相談に応じ、必要な調査、社会診断を行い、助言指導、施設入所などの支援を行う。

¹⁶ 子ども家庭相談センターに配置される心理の専門職。子どもの福祉に関する事項の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察などによって、心理診断などを行う。また、カウンセリングや遊戯療法などの心理療法を行い、課題の解決を支援する。

¹⁷ 福祉、保健、医療、教育、および警察などの関係機関がチームとなって、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、保護、支援に関する協議、調整を行う組織

- ・一時保護施設および児童相談所による子どもへの処遇や支援、困難を抱える産婦等への支援の質の向上
- ・社会的養護経験者等に対する自立支援の強化
- ・子どもの権利擁護の取組の推進
- ・一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入や認定資格（こどもソーシャルワーカー¹⁸）の導入

上記内容について、各都道府県において計画に適切に反映した上で取組を推進していく必要があること、とりわけ、市区町村における、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業については、虐待等に至る前の予防的支援事業として、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係再構築に向けた支援として、重要な役割を果たすものであることから、これら市区町村の取組が円滑かつ効果的に実施されるよう、都道府県において必要な支援を行うことが重要であるとされています。

あわせて、国・地方公共団体においては、改めて、支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障¹⁹の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があることが示されています。

¹⁸ こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格

¹⁹ 永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障

2. 現行計画の主な取組状況

(1) 児童虐待の未然防止

- 社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関・民間団体、企業などと協働し、オレンジリボン²⁰を活用した啓発活動を実施しています。また、児童虐待防止へ理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として高校や企業、地域への出前講座などを実施しています。
- 子どもたちの権利擁護に関する意識を高め、子どもが自らを守るための力を育むことを目的として、社会的養護の元にある子どもたちを対象としたCAP (Child Assault Prevention)プログラム²¹等を実施しています。
- 子どもや保護者の様々な悩み事への相談対応として、子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）²²での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）²³を実施しています。
- 市町では母子手帳交付時に保健師や助産師が面談し、妊娠時から必要な相談・支援を実施しており、令和4年度(2022年度)からは妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施が開始され、妊娠期から切れ目のない支援体制の充実強化が図られています。また、産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業²⁴や産後ケア事業²⁵を実施しています。
- 市町の新生児・乳児訪問や乳幼児健診等において、養育環境の把握、育児にかかわる相談を実施するとともに、乳幼児健診の未受診者の状況把握を行っています。

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- 市町では母子手帳交付時に保健師や助産師が面談し、妊娠時から必要な相談・支援を実施しており、令和4年度(2022年度)からは妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施が開始され、妊娠期から切れ目のない支援体制の充実強化が図られています。また、産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業や産後ケア事業を実施しています。【再掲】
- 「ハイリスク妊産婦・新生児援助事業²⁶」により、身体面、精神面、社会面を含めたハイリスク妊産婦、新生児について、医療機関と地域が連携し、早期から支援を開始する体制を構築しています。

²⁰ 「子ども虐待のない社会の実現」を目指す「オレンジリボン運動」のシンボルマーク。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表している。

²¹ 子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム

²² 子どもや子育てに関する電話相談を実施（平成18年(2006年)6月に開設）。

²³ 子育てや学校、若年女性が抱える悩み、こころやいのちの関することなどに対し、心理カウンセラーなどの資格を持った専門の相談員が相談対応に応じる事業

²⁴ 産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況および精神状態の把握等を行う。）

²⁵ 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子および乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業

²⁶ 医療機関と保健所、市町等が連携して、ハイリスク妊産婦・新生児への支援体制を構築し、

- 県では、子育て・女性健康支援センター²⁷を設置し、妊娠・出産・子育てに関する悩みなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しているほか、予期せぬ妊娠などにより身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、令和4年(2022年)9月より電話、メール、LINEで助産師に相談できる「にんしんSOS滋賀」を設置しています。
- 配偶者等からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待への対応として、子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室²⁸、市町と配偶者暴力相談支援センター²⁹が連携し、子どもへの支援を実施しています。

(3) 子どもの保護・ケア

- 家庭養育優先原則に基づき、より多くの子どもが家庭的な環境で生活できるよう里親・ファミリーホームへの委託を推進しており、長期的な委託のほか、一時保護やショートステイ、ホームステイ(施設入所児童の週末等の短期預かり)など様々な場面で里親が活躍しています。また、家庭や里親等での養育が適当でない場合において「できるだけ良好な家庭的環境」において養育される受け皿として、児童養護施設の高機能化・小規模かつ地域分散化の推進に取り組んでいます。
- 里親支援センター³⁰を設置し、里親のリクルート、研修、マッチング、登録後の支援など包括的な里親支援業務(フォスターリング業務)を行い、質の高い里親支援を実施しています。
- 子どもの最善の利益を確保するため、第三者(滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会³¹委員)が、児童養護施設や子ども家庭相談センターの一時保護所等に赴いて、子どもの意見等を聴く取組を進めています。

(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

- 子ども家庭相談センターにおいて、児童養護施設や市町と連携して、親子関係修復・家庭復帰の取組を進めています。

対象者に必要な支援を行う事業のこと

²⁷ 思春期、妊娠期、子育て期、更年期など生涯にわたり女性の健康保持増進を目的に、健康相談と健康教育を行う。本県では県助産師に設置している。

²⁸ 家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するための県の機関(東近江健康福祉事務所、湖東健康福祉事務所に設置)

²⁹ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第3条により、①相談、②医学的・心理的指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用に関する情報提供・援助を行う機関

³⁰ 里親支援事業を行うほか、里親およびファミリーホームに従事する者その養育される児童ならびに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う機関

³¹ 定期的に児童養護施設等を訪問し、実地調査や職員および子どもとの意見交換を行った後、子どもの権利擁護について評価するとともに、必要な助言指導を行う組織。第三者(弁護士、臨床心理士、学識経験者等)により構成される。

- 児童養護施設等で生活する子どもを対象として、企業や地域等との協働のもと、就業体験や企業・地域等との交流の機会を提供し、施設退所後の自立した生活につなげる取組を実施しています。
- 児童養護施設等を退所後もなお社会的な自立支援が必要な者等に対して、福祉、就労、保健医療、教育、司法等の関係者等が協働して生活支援、就労支援、居場所づくり等を実施しています。

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

- 子どもの安全・安心を最優先にした迅速かつ適切な対応や市町への支援強化等を図るため、令和6年(2024年)4月に、新たに日野子ども家庭相談センターを開設し、運営しています。
- 市町における相談体制を強化するため、「市町子ども家庭総合支援拠点³²」、また、令和4年(2022年)の改正児童福祉法に基づき設置に努めることとされた「こども家庭センター」の設置促進に向けた情報提供や助言等の支援を実施しており、令和6年(2024年)4月現在、県内11市町で「こども家庭センター」が設置されています。
- 地域における児童や家庭福祉の向上を図るため、市町や子ども家庭相談センター、児童養護施設等と連絡調整機能を担う児童家庭支援センター³³の運営を支援しています。

³² 市町が子どもや妊産婦の福祉に関する支援（実情の把握、情報提供、調査、指導、関係機関との連絡調整）を一体的に担うための機能を有する拠点。令和4年の児童福祉法の改正で「こども家庭センター」に変更

³³ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的援助が必要な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うほか、保護を要する児童またはその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭福祉の向上を図ることを目的とした機関

【数値目標一覧】

指標	現状 (平成30年度実績)	令和5年度実績	備考	目標 (令和6年度)
里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合	37.6%	52.6%		100%
里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができる。」と感じている子どもの割合	—	67.1%		100%
養育支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数	10市町	11市町		全市町
産婦健康診査事業の取組市町数	2市	11市町		全市町
里親等委託率	34.3%	36.3%		48.3%
3歳未満	28.6%	20.0%		52.2%
3歳以上就学前	25.0%	40.0%		46.2%
学童期以降	35.7%	36.7%		48.2%
養育里親の新規登録者数（世帯）	19世帯	21世帯		20世帯/年
中学校区別の養育里親登録率	68.0%	81.1%		100%
里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	83.1%	87.1%	R4実績	100%
乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	1箇所	3箇所		3箇所
小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数（本体施設から地域へ移行する定員数）	36人 (6箇所)	71人 (12箇所)		78人 (13箇所)
市町子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	16市町		全市町

3. 課題整理

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

- 児童虐待による死亡事例は、0歳児が多く、かつ0か月児での死亡が多いことや予期せぬ妊娠、若年妊娠、10代の妊娠中絶や性感染症が減少していない現状があることから、子ども自身が正しい知識を得て、人生をデザインできるよう包括的性教育³⁴やプレコンセプションケア³⁵に関する健康教育を行うとともに、妊婦がひとりで悩みを抱え込むことのないよう相談窓口の更なる啓発が必要です。
- 市町のこども家庭センター等において、家庭環境問題、精神疾患、未婚、経済的問題等を抱えるハイリスク妊産婦、家庭に対し、虐待予防の視点で妊娠期から子育て期まで保健、医療、福祉等の連携による切れ目のない伴走型の相談支援を充実することが必要です。

(2) 子ども家庭相談体制の強化

- 児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、保護者や子どもへの対応等も複雑化、困難化しています。虐待の予防や早期発見・早期対応を推進するため、子ども家庭相談センターがより専門性を発揮できるよう、職員の定着支援や専門職としての資質の向上を図り、あわせて職員を支援する仕組みづくりなど、引き続き、機能強化を図るとともに、市町における取組への支援や関係機関との連携等により、県全体の相談体制を充実させることが必要です。

(3) 家庭的な子どもの養育環境の更なる充実

- 家庭養育優先原則を踏まえ、代替養育が必要な子どもがより家庭的な環境で生活していけるよう、里親・ファミリーホームへの委託や特別養子縁組³⁶の更なる推進が必要です。また、家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できるだけ良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善を図るとともに、里親支援や在宅支援の強化など、地域社会の貴重な資源として高機能化・多機能化を推進することが必要です。

(4) 当事者である子どもの権利擁護の推進

- 子ども家庭相談センターが一時保護や措置を行う場合等において、子どもの最善の利益を保障しつつ、子どもの意見または意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく子ども家庭相談センター等による意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明や権利擁護を実現できる環境整備を推進する必要があります。

³⁴ 従来の性や生殖などとどまらず、ジェンダー平等や性の多様性、自己決定能力などを含む人権尊重を基本とした性教育のこと

³⁵ 子どもの頃から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うよう促すこと

³⁶ 養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度

(5) 子どもの自立支援の強化

- 令和4年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、社会的養護経験者等の実態把握を行うとともに、施設退所後においても、順調に自立して社会で生活していけるよう、引き続き、就労や社会生活面等をきめ細やかに支援していく必要があります。

(6) 親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進

- 虐待により、一旦児童福祉施設や里親に措置等をされても、子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していく必要があります。

4. 計画の目指す方向性（主な論点）

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであるとともに、将来世代の育ちにも影響を及ぼす可能性があるものです。こうした中、平成28年(2016年)の児童福祉法改正において、全ての子どもは、適切な養育を受け、心身ともに健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが明確化されるとともに、子どもの最善の利益を図るため、「家庭養育優先原則」が明確にされたところです。また、令和5年(2023年)4月に施行されたこども基本法においては、「次代を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する」とされています。

これらを踏まえ、県や市町、子ども・子育てに関わる関係機関は、それぞれの役割を果たし、専門性を発揮し、連携して、児童虐待の未然防止・予防から早期発見・早期対応、社会的養護のもとで生活する子どもの保護やケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援までの切れ目のない支援に取り組めます。

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

- 児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。
- 保育所や幼稚園、教育委員会と連携し、幼いころからの命の大切さや性に関する健康教育、思春期以降のプレコンセプションケアの推進等により、予期せぬ妊娠や性感染症の防止、妊娠や子育てに関する正しい知識の普及を図る取組を進めます。
- 保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

- 保健・福祉・医療・教育等の関係機関が緊密に連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的かつ切れ目のない支援のための体制強化や事業の拡充により、虐待の予防、早期発見・早期対応につなげます。【再掲】
- 子ども家庭相談センターと配偶者暴力相談支援センターとの連携等により、子どもへの心理的虐待の予防や早期発見・早期対応に取り組めます。

(3) 子どもの保護・ケア

- 「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進め

るとともに、里親支援センターをはじめ、市町が提供する子育て支援メニューも活用し、里親への包括的な支援を推進します。

- 施設で生活する子どもが「できる限り良好で家庭的な環境」で生活できるよう、施設の小規模かつ地域分散化など家庭的な支援環境に向けた整備を行います。
- 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、子どもの権利が尊重され、子どもが安心して生活ができるよう、年齢等に応じた個別対応環境の整備を推進します。
- 施設等への入所や一時保護等の措置等の実施の際における子どもへの意見聴取や社会的養護のもとで生活する子どもの意見表明等の支援を通じ、子どもの権利擁護の取組を一層推進し、子どもの最善の利益を図ります。

(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援の強化

- 施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの最善の利益の実現の観点から、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。
- 施設等を退所したのちも、安定した社会生活を送ることができるよう、子どもの希望や意向を尊重しながら、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化

- 児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることを踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化を計画的に進めていくとともに、市町や関係機関との連携を強化し、県全体の児童虐待への対応や子ども家庭相談体制の強化を図ります。
- 児童虐待防止対策を更に進めていくため、センター職員の人材確保や専門性の向上、定着支援に向けた取組を推進します。
- 子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、ICT化の推進による業務の効率化・省力化等について検討を進めます。
- 児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、必要な支援を行います。

5. 具体的な施策の推進

(1) 妊娠前、妊娠期からの虐待予防・未然防止対策の強化

ア 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成

- 社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町や関係機関・団体、民間企業等と協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
- 児童虐待防止への理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として、学校や企業、地域住民を対象とした出前講座を実施します。

イ 子どもへのプレコンセプションケア等の推進

- 教育機関等の関係機関と連携し、小学校、中学校、高校等で、子どもの頃からの健康づくりを行うとともに、予期せぬ妊娠を避けること、ライフサイクルの適した時期での妊娠・出産など、正しい知識の普及に努めます。また、保育所や幼稚園と連携し、園児に、命の大切さや性に関する健康教育が実施されるよう努めます。
- 子育て・女性健康支援センターで、思春期の子どもや子育て期の保護者等に対して身体的、精神的、社会的側面から多面的に捉えた専門的な健康相談を実施し、子どもの健康の保持増進と子どもの心の安らかな発達の促進および育児不安の軽減を図ります。

ウ 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施

- 孤立した子育てによって虐待につながるものがないよう、市町において子育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置および利用を促進し地域での見守り、支援体制を強化します。
- 市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査等の機会も含め、子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施します。
- 市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問支援事業³⁷」、ショートステイ³⁸、トワイライトステイ³⁹等の取組、さらには、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施し、虐待予防を図ります。

³⁷ 要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

³⁸ 保護者の病気や仕事などの理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、子どもを児童養護施設等で預かる事業

³⁹ 保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に不在となることで、家庭において子どもを養育することが困難となった場合などに、子どもを児童養護施設等で預かる事業

- ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議⁴⁰などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、早期に支援することにより虐待の予防に努めます。
- 支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事者研修会等を通じて人材育成を行います。
- 支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦⁴¹・要支援児童⁴²として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。
- 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- 子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」を実施します。
- 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）を実施し、子どもや保護者の様々な悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう関係機関へつなぎます。

（２）児童虐待の早期発見・早期対応

ア 妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の実施【再掲】

- 孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、市町において子育て中の親子の相談や交流等を実施する「地域子育て相談機関」の設置および利用を促進し地域での見守り、支援体制を強化します。
- 市町において、母子健康手帳交付時から妊産婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査等の機会も含め子育て期まで切れ目のない伴走型相談支援を行い、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの包括的な支援を実施します。
- 市町における「こども家庭センター」の設置により、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援の提供、また、「産後ケア事業」や「子育て世帯訪問支援事業」、ショートステイ、トワイライトステイ等の取組、さらには、社会福祉法

⁴⁰ 管内の周産期に関わる保健医療の関係者により、ハイリスク妊産婦・新生児の支援にかかる連携体制の確立等母子保健サービスの向上を図るために保健所に設置している会議

⁴¹ 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

⁴² 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（保護者のない児童、または保護者に看護させることが不適当であると認められる児童（要保護児童）を除く。）

人やNPO法人等の民間団体が提供する支援メニューなど、様々な社会資源を活用しながら、子育て世帯への支援を実施し、虐待予防を図ります。

- ハイリスク妊産婦や新生児については、保健所における周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握し、早期に支援することにより虐待の予防に努めます。
- 支援が必要な妊産婦に対して、産科、小児科、精神科等の医療機関と地域が連携して支援できるよう、妊産婦メンタルヘルス研修会や産後ケア従事者研修会等を通じて人材育成を行います。
- 支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。
- 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。
- 子どもの発達上で見られる障害や特性については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、県民の理解促進等に取り組み、支援体制の充実を図ります。
- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう「にんしんSOS滋賀」を実施します。
- 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）での電話相談や「こころのサポートしが」（LINE相談）を実施し、子どもや保護者の様々な悩み事への相談等に応じるとともに、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう関係機関へつなぎます。

イ 配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待の予防、早期発見・早期対応

- 子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する心理的なケアを行います。
- 子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為でなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発するとともに、通告があった際には、個別に指導を行い、再発防止に取り組みます。

(3) 子どもの保護・ケア

ア 里親委託等の推進および里親への包括的な支援

- 里親支援センターや市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など、子どもの養育の受け皿となる里親登録の増加に向けた取組を進めます。

- 「家庭養育優先原則」に基づき、家庭における養育が困難な場合は、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの長期的な委託や一時保護、ショートステイ、ホームステイ（施設入所児童の週末等の短期預かり）など様々な場面での里親の活躍を更に推進します。里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援が効果的に実施されるよう、里親支援センターの取組を支援します。

イ 特別養子縁組の推進

- 家庭復帰が困難なケースにおいては、永続的で安定した家庭での養育を保障する観点から、特別養子縁組を推進します。また、特別養子縁組成立後においても、継続して当該家庭を支援します。

ウ 児童養護施設の小規模かつ地域分散化および高機能化・多機能化

- 家庭や里親等での養育が適当でない場合は、「できる限り良好な家庭的環境」において養育されるよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の環境改善や高機能化・多機能化を図ります。
- これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた施設について、その専門性を、施設の高機能化および多機能化を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていけるよう推進します。
- 児童養護施設等において、様々な困難な課題のある子どもを養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化および多機能化を進める上では、職員の専門性が不可欠であることから、施設等における人材育成の取組を支援します。

エ 子どもの権利擁護の推進

- 里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定等の意見聴取等措置が適切に運用されるよう、制度の定着を図るとともに、関係機関・関係者を対象とした周知啓発を図ります。
- 子どもの意見表明を支援するため、子ども向けの権利擁護に関する学習機会の提供や「子どもの権利ノート⁴³」の活用等により、権利擁護の仕組みについて周知啓発を図ります。
- 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会による、一時保護所や児童養護施設等の子どもの声を聴く機会を定期的実施するとともに、子どもが自分自身の考えや意見等を表明しやすい体制や仕組みについて検討します。

⁴³ 児童養護施設等で暮らしている子どもに、「子どもの権利の存在を知らせ、権利の行使が保障されていること、権利の侵害に対しては救済が保障されていること」を伝えるためのノート。滋賀県では平成18年度（2006年度）から児童養護施設等にいる全ての子どもに配付

オ 一時保護所における子どものケア

- 子どもの状況等に応じた個別ケアを推進するため、一時保護所における小規模ユニットケアの推進、一時保護委託先の開拓・確保および委託先への心理面でのサポートを行います。
- 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、取り組むべき学習内容や教材を送付してもらうなど、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。また、職員派遣や教材提供などについて、教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図ります。
- 一時保護を行う子どもが、できる限り在籍する学校へ通学できるよう、里親等への一時保護委託を検討します。

(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援の強化

ア 親子関係再構築支援の推進

- 子どもの心身の健やかな育ちのためには、子どもはもちろん、親を含めて家庭ごと支援する視点が不可欠であることから、子どもや家族の意向を理解し、尊重しながら、市町や関係機関・団体と連携し、親子関係の再構築支援に取り組みます。

イ 子どもの自立支援の強化

- 児童自立支援施設における子ども一人ひとりに応じた生活や学習の環境のあり方など支援体制の強化に向けた検討を行います。
- 児童養護施設等を退所後において、なお社会的な自立支援が必要な者に対し、福祉、就労、保健医療、教育および司法等の関係者や県民等が協働して、生活支援、就労支援、居場所づくり等を行います。
- 児童養護施設等で生活する子どもの学習や文化・スポーツ等の学校外での学習・体験活動を支援します。

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町の取組支援・関係機関との連携の強化

ア 子ども家庭相談センターの機能強化

- 児童虐待に係る相談件数が増加傾向にあり、かつ、内容が困難化・複雑化する中、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、子ども家庭相談センターの職員の人材確保・育成、定着支援等に取り組めます。
- 子ども家庭相談センターの業務負担の軽減を図るため、相談システムの利便性向上など、業務のICT化を推進します。

イ 市町の子ども家庭相談体制の構築等に向けた支援

- 虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目のない対応など、市町としての包括的な相談支援体制の強化を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機能を有

する機関である「こども家庭センター」の設置促進や研修の開催、アドバイザー派遣等による人材育成の支援を行います。

- 子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、令和4年改正児童福祉法において新設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業⁴⁴および親子関係形成支援事業⁴⁵や、レスパイトケア⁴⁶等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業⁴⁷を含めた家庭支援事業について、市町における計画的な事業実施体制の整備が進むよう必要な支援を行います。
- 児童家庭支援センターが、こども家庭センター等に対する専門的な助言や援助など地域支援を十分に行えるよう設置促進や機能強化等を図ります。

ウ 関係機関との連携強化

- 子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」を活用し、共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行います。
- 里親や里親支援センター、児童養護施設等との日々の相談対応や定期的な情報交換等の機会を通じ連携を深め、里親・ファミリーホームや児童養護施設等で生活する子どもの支援の充実を図ります。
- 児童虐待の予防や早期発見・早期対応、また子どもや保護者など家庭支援にあたっては、日々接点のある学校等の役割は極めて重要であることから、学校や教育委員会と市町や子ども家庭相談センター等関係機関との緊密な連携を進めます。
- 子どもの安全を迅速かつ的確に確保するため、警察との情報共有の徹底、連携の強化を図ります。
- 子ども家庭相談センターや子ども家庭相談室、市町の児童虐待相談担当課等と配偶者暴力相談支援センターが連携し、必要に応じて子どもに対する心理的なケアを行います。【再掲】

⁴⁴ 養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業

⁴⁵ 親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言その他の必要な支援を行う事業

⁴⁶ 休息、休養という意味。乳幼児や障害児・者や高齢者などの世話をする人が、一時的に解放されて、休息をとれるようにする支援（サービス）

⁴⁷ 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、または里親等に委託し、必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童とともにその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業